

CASE

1 次の両者の言い分を踏まえて次頁のQuestionsに答えなさい。

Xの言い分

私は、平成3年2月1日に、親戚のAに金500万円を貸してやりました。当時私には余裕があったから無利息でした。孫の1人Bが高校生だったので、Bの大学進学が決まったら返してくれるよう約束しました。平成6年3月初め頃、Bが二浪後によりやく医学部に合格したので、3月31日にAに電話でその旨を告げて貸した金を返してくれるよう求めましたが、Aは、その借金はすでに返したはずだなどと言いました。しかし、それは、平成4年3月1日に利息10%を天引して1年の期限で貸した別口の500万円の返済でした。Aの態度があまりにひどいので、私もやりたくはなかったのですが、独学で勉強して平成6年12月1日に貸金返還の訴えを起しました。しかし、その後、Aが重い病気で入院したので気の毒に思い、あらためてしばらく利息付で貸してやることで争い事を丸くおさめようと考えて、平成7年3月1日に訴えは取り下げました。その後の6月10日に、Aは私と話し合いを持つ機会もないまま亡くなってしまいました。

Aには子供が3人いましたが、2人は相続放棄の手続きをとり、Yが唯一の相続人です。その年の8月20日に、葬儀後初めてYに会ったので、借金について尋ねましたが、当時はYは定職がなく「申し訳ないが返せるあてがない」と言うので、あきらめていました。しかし、今年になって、Yが郷里に戻ってきて古い家を建て替えるという噂を聞いたものですから、4月末頃に親戚のCに同道してもらってYを訪ね、家が建てられるくらいなら借金を返して欲しいと申し入れました。でもYは返すような借金はないと言い張っています。

Yの言い分

Xさんには親父も生前お世話になっており感謝していますが、Xさんは、思い違いがあっても認めようとしめない頑固一徹なところがあって困っています。たしかに、平成7年に親父が死んだ後しばらくして、Xさんから金を返して欲しいと言われた記憶はあります。親父には借金も多かったのですが、妹2人には相続放棄をさせました。自分は、親父の借りは返そうというつもりでしたが、当時は、会社が潰れて失業中だったこともあり、返そうとしても返すあてはありませんでした。それで、Xさんにはそのように申し上げて謝りました。

しかし、その後、親父の残した物を少しずつ整理していたら、Xさんが作成した平成5年3月2日付、金額が500万円、但書欄が空欄の領収書が出てきました。親父は、律儀なところがあつたので、金に余裕ができたときに前倒しで借金を返したものだと思います。Xさんが言っている別口の借金はありえません。親父も、そんな借金はないと言っておりましたし、Xさんに返したはずの借金のことで訴訟を起されたのには、心身共に参っていたようでした。

2 (第12回講義の設例を修正したもの) 平成2年5月11日、S株式会社は、G社から弁済期平成4年5月12日、利率15%、元利一括払いという約定で、G社から4,000万円を借り受けた。同日、Gは、Bとの間で、Bの所有する本件土地とその上の建物(以下、この不動産をあわせて甲という)を担保のためにGに譲渡すると合意し、譲渡担保を登記原因として所有権移転登記が行われた。なお、甲には、Gが譲渡担保権を取得する以前に、B自身の債権者Hに対する8,000万円の借入金を被担保債権とする共同抵当権の設定登記がなされていた。

平成4年5月ころ、Sは事業不振で危機を迎えていたが、甲も当時は価格が1億円程度に下落していたので、Gは、Bから利息分1,200万円の支払を受けると共に、Sの代理人を兼ねると称していたBとの間で、貸付期間を2年間延長する旨合意した。平成6年4月ころおよび平成8年4月ころにも、同様にBからの利息分支払と共に、貸付期間について再延長・再々延長の合意がなされ、最終的に弁済期は平成10年5月13日とされた。

【Keypoints】

- ・相続が介在する場合の貸金返還請求・遅延損害金支払請求の請求原因事実
- ・履行遅滞の起算日と消滅時効の起算日
- ・消滅時効の中断事由
- ・物上保証人との交渉と時効中断の有無
- ・消滅時効完成後の債務承認と時効援用の可否
- ・物上保証人の消滅時効援用権
- ・先順位抵当権の被担保債権についての（後順位）譲渡担保権者の消滅時効援用権

【Questions】

CASE 1 について

- [01] XがYを相手に貸金返還と遅延損害金の支払を求める訴えを起こすには、どのような事実を請求原因として主張する必要があるか。この場合、亡Aの相続に関して、Xが主張すべきは、どういう事実か。
- [02] 別件の貸付金の借用証書が見つかり、平成5年3月2日付の領収書はそれに関するものである可能性が出てきた。Yは、AがXからの借入金債務を弁済したということが証明できそうにないときには、どのような事実を主張して抗弁となしうるか。
- [03] 本件は、結局、どういう結論になるか。

CASE 2 について

- [04] 平成4年以降の本件消費貸借契約及び譲渡担保契約の弁済期の延長の交渉と合意について、Sの代理人と自称したBに実際にはそれ以前に代理権が授与されたこともなく、この場合にもBが勝手にS名義の委任状を作成したものであったとすると、平成10年5月末において、Gの請求に対して、Sは消滅時効を主張できるか。
- [05] [04]の場合、Sが、消滅時効が主張可能であったのにそれを知らず、Gに対して、2年分の利息の免除と2か月間の弁済の猶予を申し出たとする。その後、法律家から消滅時効の可能性を指摘されたSは、あらためて消滅時効を主張することができるか。
- [06] [04]の場合、Bは、Sの消滅時効の主張の成否に関わりなく、債務の消滅時効を主張して、甲の返還をGに求めることができるか。
- [07] [04]の場合、Sが、平成8年12月頃、Gに対して「債務承認書」を差し入れていたとすると、Bは、消滅時効を主張して、甲の返還をGに求めることができるか。
- [08] BのHに対する債務についても、消滅時効の期間が経過していたが、Bは種々の理由から消滅時効を援用しない。この場合、Gは消滅時効を援用できるか。

【Materials】

A (必読判決と文献)

- ・①最大判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁
- ・②最判平成7年3月10日判時1525号59頁
- ・③最判平成11年10月21日民集53巻7号1190頁
- ・山本敬三『民法講義Ⅰ総則〔第2版〕』（有斐閣、2005年）451～457、472～521頁または『民法総則』の教科書・体系書もしくはコンメンタールの消滅時効に関する部分。
- ・司法研修所編『問題研究 要件事実－言い分方式による設例15題－』（法曹会、2003年）21～31頁（丁寧な整理だがこの段階になるとちょっとやさしすぎて物足りないかも）

B (判例の理解の参考となる解説)

- ・金山直樹・①判決解説・百Ⅰ43事件。
- ・山野目章夫・②判決批評・私法判例リマークス12号（1996年上半期）。
- ・森田宏樹・③判決解説・百Ⅰ41事件。

C (応用・発展的な検討の参考になるもの)

- ・大江忠『ゼミナール要件事実』（第一法規、2003年）41～48頁：CASE1の元ネタはこれです。
- ・山本豊「民法145条（時効の援用の意味および援用権者の範囲）」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅱ 個別的観察(1)総則編・物権編』（有斐閣、1998年）257～304頁：規定の成立史から判例・学説の展開と展望まで客観的に整理したもの。ただし③判決や詐害行為の受益者に被保全債権の消滅時効援用権を認めた最判平成10年6月22日民集52巻4号1195頁が出る直前までであり、この2つに触れた展望の記述は興味深い。